

基 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和２年５月１日委員会会長は、委員を基山町役場２０１会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者１４名 欠席者０名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
１	大 村 廣	出席	８	大 久 保 敏 幸	出席
２	水 田 久 男	出席	９	簗 原 茂 行	出席
３	藤 田 俊 一	出席	１０	茂 木 清 三 郎	出席
４	木 原 秀 樹	出席	１１	坂 本 勇 一	出席
５	熊 本 富 雄	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
６	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
７	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本 会 の 書 記 大 石 正 芳

審 議 事 項

第 13 号議案	農地法第 3 条の規定による許可申請	2 件
第 14 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	1 2 件
第 15 号議案	農地法第 5 条の規定による許可申請	1 件
報告第 7 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出受理報告	1 件
報告第 8 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出受理報告	1 件
報告第 9 号	農地法第 18 条の規定による届出受理報告	1 件
その他(１)	盛土届	
その他(２)	農業振興地整備計画の変更について	
その他(３)	令和２年春季農作業標準賃金について	
その他(４)	令和２年度学習田について	

審議開始 ９時００分

審議終了 １１時００分

令和２年５月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和２年第５回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、３番委員と４番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第１３号議案農地法第３条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第１３号議案１番朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第３条第２項第１号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第３条第２項第４号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第３条第２項第５号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が4,371㎡となり、下限面積である３反要件を満たしております。

最後に、農地法第３条第２項第７号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、６区丸林集落の西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

４番委員

みかん畑として管理されます。問題ないと思われます。

８番委員

譲渡人が管理することが困難になりましたので売買されます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第13号議案1番について許可したいと思いますますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第13号議案1番は、全員一致で許可します。

次に、第13号議案2番について許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。また、9番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

9番委員退室

事務局 第13号議案2番朗読

この件につきましては譲受人の生前贈与のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が4,796㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、7区長野集落の東側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

小倉・長野推進委員

親から子へ贈与されます。譲渡人は兼業になりますので親子で農業をされます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第 1 3 議案 2 番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 1 3 号議案 2 番は、全員一致で許可します。

次に、第 1 4 号議案農業経営基盤強化促進の規定による申出があったので計画の決定を求めます。なお、第 1 4 号議案 1 番は再設定ですので朗読を省略します。事務局から説明をお願いします。

9 番委員入室

事務局 第 1 4 号議案 1 番再設定のため朗読省略

1 番につきましては、相手方の病気等で労力不足により使用貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。場所は、いこいの家北側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5 番委員

現況は野菜を作られ畑として管理されます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第 1 4 号議案 1 番について計画を決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 1 4 号議案 1 番は、全員一致で決定します。

次に、第 1 4 号議案 2 番については再設定ですので朗読を省略します。

また、9 番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。事務局から説明をお願いします。

9 番委員退室

事務局 第 1 4 号議案 2 番再設定のため朗読省略

2 番につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。
期間は 5 年です。場所は、7 区長野原集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

小倉・長野推進委員

農業用機械も所持されていますので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第 1 4 号議案 2 番について計画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 1 4 号議案 2 番は、全員一致で決定します。

次に、第 1 4 号議案 3 番から 6 番については再設定ですので朗読を省略します。

9 番委員入室

事務局 第 1 4 号議案 3 番再設定のため朗読省略

3 番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。
期間は 3 年です。場所は、基山総合公園多目的運動場北側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7 番委員

管理されていますので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第 1 4 号議案 3 番について計

画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第14号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、第14号議案4番については事務局より説明をお願いします。

事務局 第14号議案4番朗読

4番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、グリーンパークにある日本タングステン株式会社の北側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

養蜂をされます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第14号議案4番について計画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第14号議案4番は、全員一致で決定します。

次に、第14号議案5番、6番については再設定ですので朗読を省略します。事務局より説明をお願いします。

事務局 第14号議案5番、6番朗読省略

5番につきましては、相手方の高齢化により賃貸借権を設定するものです。期間は1年です。賃借料は10a当たり7,000円です。場所は、鳥栖ジャンクション東側付近にある圃場です。

6 番につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は1年です。賃借料は1筆当たり5,500円です。場所は、大興善寺駐車場南側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9 番委員

5 番につきましては、農業用機械も所持され、問題ないと思われます。

3 番委員

6 番につきましては、管理されていますので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第14号議案5番、6番について計画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第14号議案5番、6番については、全員一致で決定します。

事務局

次は、議長案件のため副議長が進行します。

副議長

次に、第14号議案7番は再設定ですので朗読を省略します。また、11番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。事務局から説明をお願いします。

11番委員退室

事務局 第14号議案7番再設定のため朗読省略

7 番につきましては、相手方の要望により使用賃貸借権を設定するものです。

期間は3年です。場所は、3区向平原集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

委 員

管理されていますので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第14号議案7番について計画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

副議長

第14号議案7番については、全員一致で決定します。

次に、第14号議案8番について、事務局から説明をお願いします。

11番委員入室

事務局 第14号議案8番朗読

8番につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は10年です。賃借料は1筆当たり30,000円です。場所は、基山共同乾燥場東側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

現在も別の圃場でアスパラ栽培をされ、農業を熱心にされています。

1番委員

別の圃場では人を雇われてアスパラ栽培をされています。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第14号議案8番について計画を決定したいと思いますので、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第14号議案8番については、全員一致で決定します。

次に、第14号議案9番から12番については再設定ですので朗読は省略します。事務局から説明をお願いします。

事務局 第14号議案9番から12番再設定のため朗読省略

9番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、基山共同乾燥場南側付近にある圃場です。

10番につきましては、任期満了に伴う再設定により貸借権を設定するものです。期間は6か月です。賃借料は10a当たり水稻10kgです。場所は、7区西長野集落付近にある圃場です。

11番につきましては、任期満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、2区柿の原集落付近にある圃場です。

12番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、2区柿の原集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

9番につきましては、大豆を栽培されています。問題ないと思われます。

小倉・長野推進委員

10番につきましては、管理をされ問題ないと思われます。

8番委員

11番につきましては、果汁をしたいとのこと。

議 長

果汁ならば、地主との話し合いをしてください。

8 番委員

1 2 番につきましては、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第 1 4 号議案 9 番から 1 2 番について計画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 1 4 号議案 9 番から 1 2 番は、全員一致で決定します。

次に、第 1 5 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第 1 5 号議案 1 番朗読

この件につきましては、物流を事業とした企業の進出により、農地を転用するものです。転用する農地は 1 3 筆あり、面積は田が 15,078㎡と畑 13,976㎡です。隣接する農地の所有者からの同意書も添付され営農に支障を及ぼすことはないと考えます。

また、排水同意書も取られています。その他の候補地について検討されましたが、近隣の農業に及ぼす影響も軽微であると判断されて、この土地を選定されています。

今回の申請地の農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地区分要件「第 2 の 1 の (1) のカの (ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第 2 の 1 の (1) のカの (イ)」に該当すると考えております。

申請地は、4 区黒谷地区にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようでしたら第 1 5 号議案について認定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 15 号議案は、全員一致で許可します。

次に、報告第 7 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出を受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 7 号

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。令和 2 年 4 月 21 日付けで受理通知書を交付しております。場所は、憩の家西側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようでしたら報告第 7 号を終わります。

次に、報告第 8 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 8 号

この件につきましては、申請人の農地を宅地分譲にするものです。令和 2 年 4 月 21 日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第 8 号を終わります。

次に、報告第 9 号農地法第 18 条の規定による合意解約の届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 9 号

この件につきましては、借受人の要望による解約です。令和 2 年 4 月 21 日付けで受理通知書を送付いたします。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようでしたら、報告第9号を終わります。

次に、その他盛土届出があったので、認定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 その他説明

この件につきましては、耕作条件の改善のため約1.3m程度盛土するものです。隣接する農地はありません。場所は4区黒谷地区付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、その他盛土について認定される方の挙手を求めます。

全員挙手

議 長

その他 盛土については全員一致で認定します。

次に、その他農業振興地域整備計画の変更申出について、事務局から説明をお願いします。

事務局 その他1番 朗読

この件につきましては、耕作が不便であることから植林して管理するため、当該農地を農振農用地域から除外するものです。申請農地面積は669㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、2区小松集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。意見がないようですので、特に問題ないという意見書を提出します。

次に、その他の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 その他2番 朗読

この件につきましては、資材置場のため、当該農地の1,954㎡を農振農用地域から除外するものです。この計画変更について、農業委員の意見を求めます。場所は、県道久留米基山筑紫野線の旧料金所付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。意見がないようですので、特に問題ないという意見書を提出します。

次に、その他の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 その他3番 朗読

この件につきましては、申出人の農用地665.34㎡を農振農用地域へ編入するものです。この計画変更について、農業委員の意見を求めます。場所は、6区丸林集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

申出人の宅地の予定でしたが、別の場所に変更されましたので編入されます。

議 長

他に意見はありませんか。意見がないようですので、特に問題ないという意見書を提出します。

次にその他(3)令和2年度春期農作業賃金標準賃金について事務局から説明

をお願いします。

事務局

この件につきましては、毎年春と秋の２回、農作業標準賃金を従来の算定方法にて作成し農業委員会の承認をいただいた後、参考価格として公表しております。額については、油類の価格及び近代化資金貸付利率の変動に伴って上下しますが、今回は前回とほぼ同額となっております。

委員会で承認をいただきましたら、６月１日の広報に掲載したいと思います。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

意見がないようですので、その他について、承認される方の挙手を求めます。

全員挙手

議 長

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和2年5月1日

署名人

議 長

委 員

委 員